

会 議 要 旨

会議名	令和6年度 第4回館山市下水道事業審議会
開催日	令和6年10月2日(水)
開催場所	鏡ヶ浦クリーンセンター 2階会議室 午前10時～11時
出席者	委員(13名) ※敬称略、委員名簿順 松坂 誠一 米澤 徹 小林 正幸 伏原 由美 八巻 侃 小滝 仁 渡辺 法子 高橋 和子 角田 吉夫 鈴木 久雄 伏居 丈夫 長谷川 秀徳 鈴木 正一 講師(1名) ※敬称略、オンライン 遠藤 誠作(総務省・経営財務マネジメント強化事業アドバイザー) 事務局(7名) 館山市長、建設環境部長 都市計画課長 下水道室長 下水道管理係長、他下水道室職員2名
公開・非公開の別	公開
非公開の場合の理由	
傍聴者	0名
会議概要・結果等	1. 委嘱状交付 渡辺委員のみ新任、その他は継続して委嘱。 2. 市長挨拶 【講義内容】 3. 会長・副会長選出 引き続き、会長に角田委員、副会長に松坂委員を選出。 4. 下水道使用料の改定について 【事務局からの説明】 ・ 前回の意見を反映した答申の最終案について変更点等を解説。 ・ 遠藤先生より審議会を振り返っての総括を頂く。 【質疑・意見】 ①答申を受けて事務局は条例の制定に向けて動き始めると思うが、議会への説明は前年度の経営戦略も含めて丁寧に説明することで、市民への理解も進むと思われるのでぜひして頂きたい。 ②審議会の今後の活動について教えて頂きたい。 ・ 事務局) 経営戦略～使用料改定の流れは終わることができたので、後は1年毎に精査を繰り返しながら大きな修正が無ければ次のサイクルまで行う予定は今のところない。

	③下水道区域内において人口減が想定されることから浄化槽の区域を広げ、下水道区域は縮小するべきか。 ・遠藤先生）通信不良により後日回答すること。 ④浄化槽に市として転換を進めていく場合に補助金制度を制定（強化）することは考えているのか。 ・事務局）近隣市町村に比べて浄化槽補助金額が館山市は少額であることについては存じている。これは近隣市町村が下水道を整備せずに浄化槽１本で処理を進めているからである。交付要件について県と確認をしなければならないと考えている。 ⑤受益者負担の考えに則り、本来であれば（収支均衡の水準まで）上げなければならないところをなぜ上げることができないのか。また、市税の投入による不公平についてどのように解消していくか。故に、今後も料金の改定の必要がある。以上の事について、市民に向けてしっかり説明していかなければならない。 ・事務局）今回遠藤先生から頂いたご意見も踏まえて、浄化槽世帯とのバランスについて説明するとともに、それでも下水道事業は（安易に廃止することができないことから）続けていかなければならないことを説明していく所存である。 【答申の決定】 ・今回の最終案で答申して良いか諮る。 →全会一致で妥当と判断。
--	--

令和6年10月23日

館山市長 森 正一 様

館山市下水道事業審議会
会長 角田 吉夫



下水道使用料の改定について（答申）

令和6年4月22日付館下第3号により諮問を受けた「館山市下水道使用料の改定」について、下記のとおり答申します。

記

1. はじめに

下水道は、快適な暮らしを支え都市生活を送るために欠かすことのできない都市施設で、設置者である地方公共団体は公営企業として運営することが規定されている。

したがって、下水道事業においては、汚水処理に係る費用は受益者である使用者からの使用料収入により賄うことが原則とされている。これは、下水道事業が排水区域を限定しているため、下水道の受益を得られる市民と得られない市民が生じることによるものでもある。

館山市の下水道使用料は、平成21年に改定して以来15年間、一般会計からの多額の繰入と国の財政措置による支援制度を活用して据え置いてきた。

その結果、館山市下水道事業の令和5年度決算に基づく経費回収率は42.46%と100%を大きく割り込み、現行の使用料収入では汚水処理原価も賄えていない。

このようなことから、公共下水道事業は公共用水域における水質保全には貢献しているものの、当該事業での汚水処理としては、下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金が投入されることによる税負担の不均衡が問題となっており、市税に依存しないための財源確保が最大の課題である。

しかし、国の財源措置が終了し、企業債による平準化も限度額に近づいており、新たな財源の確保が急務になっている。国からは「使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。」（「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組みの推進について」（令和2年7月21日 国土交通省下水道企画課長通知））が求められている。

このような状況を踏まえ、市長から下水道使用料のあり方について諮問を受けた。公営企業としてあるべき姿に立ち返り、館山市下水道事業の将来を見据えて慎重に審議・検討を重ね、ここに結論を得たので、その結果を答申するものである。

2. 答申内容

(1) 改定後の使用料収入総額

使用料算定期間である令和6年度から令和9年度の4年間における使用料収入総額を現行から28%引き上げることとする。

《R6からR9年までの4年総額》

① 現行収入総額	② 改定後収入総額	③ 増収見込額	(③/①) 比率
3億7,288万円	4億7,568万円	1億280万円	28%

《上記期間1年あたり平均》

① 現行収入総額	② 改定後収入総額	③ 増収見込額	(③/①) 比率
9,322万円	1億1,892万円	2,570万円	28%

※（公社）日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」をもとに作成

(2) 基本使用料の基本水量見直し

現在の基本使用料には、1か月につき10m³の基本水量が含まれており、10m³以内は水量にかかわらず、使用料は一律となっている。今回の改定では、近年、核家族化や一人世帯の増加によって、1か月あたりの排水量が1

0 m³に満たない使用者が増加していることから、不公平感を解消することを目的として1 m³から排水水量に応じて使用料を負担する公平でわかりやすい使用料体系とするため、基本水量は廃止すべきと考えた。基本水量制を廃止することによる使用料の激変への措置としては、現在の基本使用料からの改定額を低く抑えることで緩和する。

(3) 従量使用料

使用水量に応じて使用料を算定する従量使用料制は基本使用料との二部制として多くの地方公共団体で採用され、経営の安定性の確保に有効であることからこれを存置する。また、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制は、従前どおりこれを存置する。

各水量区分における従量使用料の改定率については、基本水量制を廃止することによる少量使用者の使用料負担額の激変を緩和する措置を講じる。

(4) 使用料体系（1月につき税込み）

使用料区分	現行		改定後	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
基本使用料	～10m ³	1,270円	—	1,320円
従量使用料	1～10m ³	—	1～10m ³	24円
	11～20m ³	139円	11～20m ³	187円
	21～40m ³	151円	21～40m ³	204円
	41～100m ³	179円	41～100m ³	242円
	101～500m ³	220円	101～500m ³	297円
	500m ³ ～	247円	500m ³ ～	330円

※改正条例案は、税抜き表示とする。

実際の請求額（1月につき税込み）

使用料区分	下水道使用料		差額	改定率
	現行	改定後		
0m ³	1,270円	1,320円	50円	3.9%

10m ³	1,270円	1,560円	290円	22.8%
20m ³	2,660円	3,430円	770円	28.9%
40m ³	5,680円	7,510円	1,830円	32.2%
100m ³	16,420円	22,030円	5,610円	34.2%
500m ³	104,420円	140,830円	36,410円	34.9%
1,000m ³	227,920円	305,830円	77,910円	34.2%
2,000m ³	474,920円	635,830円	160,910円	33.9%

(5) 改定時期 令和7年10月

下水道使用料改定には館山市下水道条例の改正を要し、条例改正後に使用者に対する周知期間を十分に確保する必要があるため、算定期間開始年度である令和7年10月に下水道使用料の改定を行うのが適当と考える。

また、今後の使用料改定の算定期間としては、下記の3. 付帯意見(4)を目途とする。

3. 付帯意見

(1) 下水道使用者に対する負担緩和措置について

下水道使用料は、下水道使用者の毎月の生活の固定的支出の一つであるため、下水道使用料の引上げは、市民生活に直接影響を及ぼすものである。物価高騰など市民を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、今後、経営戦略に基づく使用料改定にあたっては、段階的に引き上げるなど負担感を緩和する措置を検討されたい。

(2) 下水道使用者等への周知と広報について

この度の改定には、2つの特徴がある。一つ目は、基本使用料（月額）に今まで含まれていた基本水量10m³を廃止したこと。二つ目は、下水道使用料の改定に際し、市民の8割以上が利用する浄化槽利用世帯等との負担の公平の視点を取り入れたことである。以上のことについて、市民・利用者に対して十分に理解していただくために、わかりやすい広報に努められたい。

(3) 公共下水道の利用促進について

公共下水道の恩恵を受けられる下水道処理区域内人口は、5,500人、市民43,839人（令和5年度末）の12.5%である。下水道法第11条の3は、公共下水道供用開始区域の住民に、水洗便所への改造義務等を課している。本市の下水道処理区域内人口5,500人のうち接続者数は、4,809人で、その比率を示す水洗化率は、87.4%にとどまっている。本市の下水道事業は、整備に212億円を投入し、その維持のため市の一般会計から年間2億2,676万円（令和5年度）を繰り入れて運営する事業であり、公営企業としての経営が求められているため、下水道供用区域内の未接続者に対して下水道への接続を促し、更なる水洗化率の向上に努められたい。

(4) 下水道事業の財政検証と経営の安定について

下水道事業会計は、公共下水道の利用者が館山市の人口の1割程度にも関わらず、使用料収入を上回る一般会計繰入金を投入して収支を合わせている。

このため、国からは、公共料金としての安定性、長期間設定による予測の不確実性を考慮し、3年から5年を目途に1回の間隔で下水道使用料改定の必要性を検証して、段階的に使用料適正化と経費回収率の向上に取り組むよう要請がある。（「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（国水下水事第56号 令和2年3月31日国土交通省下水道事業課長通知））

さらに国は、上記取組みを社会資本整備総合交付金の交付要件としており、館山市においてもこの趣旨に沿って、公営企業の経営原則である受益者負担の観点に立ち、下水道使用料の適正な受益者負担に努められたい。

なお、公共下水道は、都市の施設・設備であることから、人口減少の影響を大きく受ける。下水道施設の耐用年数は、50年前後あり、償還年限が40年ほどの長期借入金を財源として整備するものである。このことは、30年、40年後の市民を担保にした性格の事業となるので、更新投資の判断を誤ると財政的に取り返しのつかない事態を招くことになる。このため、今後は、下水道事業の費用対効果を考慮し、下水道処理区域内人口密度及び有収水量密度の推

移から下水道事業の継続性を検証したうえで事業計画を精査し、将来的な下水道事業計画区域を明確にされるよう付記する。

4. むすび

本審議会では諮問書の趣旨である将来にわたり下水道事業の健全な経営を図るため、適正な下水道使用料のあり方について基本的な方向性を示したところである。

今後も引き続き、令和6年3月策定の「下水道事業経営戦略」に基づき、社会経済情勢の変化に対応しながら経営基盤の強化に努め、生活環境のさらなる向上のため、公共下水道と合併浄化槽の2つの処理方式を組み合わせた汚水処理事業の一層の推進を切望する。

なお、当審議会の答申の根拠となるデータ等積算資料等については、使用料算定要領（仮称）として記録整理し後進に引き継ぐと共に、適正な受益者負担のあり方について、検討を重ねながら、下水道事業の経営安定に努められたい。

館山市下水道事業審議会 委員名簿

No.	委嘱区分	委員氏名	団体名等	役職名
1	住民代表	松坂 誠一	館山地区連合区長会長	副会長
2	住民代表	米澤 徹	三町地区連合会長	
3	住民代表	小林 正幸	三軒町連合町内会会長	
4	住民代表	伏原 由美	六軒町連合町内会長	
5	住民代表	八巻 侃	長須賀区連合町内会長	
6	住民代表	小滝 仁	八幡連合区長	
7	住民代表	渡辺 法子	館山市保健推進協議会委員	
8	産業関係者	高橋 和子	館山商工会議所女性会長	
9	産業関係者	角田 吉夫	館山市商店会連合会長	会 長
10	産業関係者	鈴木 久雄	館山漁業協同組合 代表理事組合長	
11	関係行政 機関の職員	前田 尚志	安房土木事務所長	
12	関係行政 機関の職員	伏居 丈夫	安房地域振興事務所長	
13	市議会議員	長谷川 秀徳	館山市議会議員	
14	市議会議員	鈴木 正一	館山市議会議員	

審議経過

回	開催日	会議内容
令和５年度審議会		
第１回	令和５年 ７月２６日	・経営戦略の策定（改定）について
第２回	令和５年 １１月２１日	・経営戦略の策定（改定）の中間報告について
第３回	令和６年 ２月７日	・諮問「下水道事業経営戦略の公表について」
	令和６年 ２月２０日	・答申
令和６年度審議会		
第１回	令和６年 ５月２９日	・諮問「下水道使用料の改定について」 ・令和５年度策定の「経営戦略」の振り返り ・館山市下水道事業の概要、使用料改定の必要性について
第２回	令和６年 ７月１０日	・使用料改定方針案の骨格策定 ・平均改定率及び改定時期、料金モデルの選択について
第３回	令和６年 ８月７日	・平均改定率及び改定時期、料金モデルの決定 ・答申書（素案）の検討・作成
第４回	令和６年 １０月２日	・答申書（素案）の最終決定
	令和６年 １０月２３日	・答申

以上